

令和8年第2回福祉文教常任委員会 要点記録

開閉会日時		令和8年2月20日（金曜日）			開会	13:11		会議場所		別海町議会 委員会室2・3	
					閉会	15:03					
委員の出欠		2番	吉田 和行	出席	4番	伊勢 徹	出席	5番	貞宗 拓雄	出席	
		7番	横田 保江	出席	8番	田村 秀男	出席	10番	外山 浩司	出席	
		13番	中村 忠士	出席							
出席説明員	福祉部	福祉部長		福祉部次長		介護支援課長		老人保健施設すこやか事務長			
		宮本 栄一	出席	石戸谷友絵	出席	高橋 勇樹	出席	渡辺 久利	出席		
		福祉課主幹		福祉課主幹		介護支援課主査		介護支援課主査			
		澤田 憲一	出席	松本 静香	出席	天神 幸子	欠席	山崎 さおり	欠席		
		居宅介護支援事業所長		地域包括支援センター長		老人保健施設すこやか主幹		老人保健施設すこやか主幹			
		大道 詳子	欠席	井川 仁	欠席	高橋 知美	欠席	門間 さおり	欠席		
		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		訪問看護ステーションやまびこ所長			
	信免 明花	欠席	佐藤 裕美	欠席	加藤 真未	欠席	堀 留美	欠席			
	保健生活部	保健生活部長		保健生活部次長		保健生活部次長		生活環境課長			
		小川 信明	出席	谷村 将志	出席	千葉 宏	欠席	上田 健一	出席		
		母子健康センター長		町民課主幹		町民課主査		町民課主査			
		根本 博美	欠席	平下 奈津子	欠席	永田 恵一	欠席	加藤 美和	欠席		
		生活環境課主幹		生活環境課主査		生活環境課主査		保健課主幹			
		佐藤 政士	欠席	小野 絵里	欠席	中川 雅章	欠席	畠澤 みどり	欠席		
		保健課主幹		保健課主査		保健課主査		母子健康センター主幹			
		佐伯 祐司	欠席	岩光 理代子	欠席	對馬 恵子	欠席	高橋 美香	欠席		
		母子健康センター主査		母子健康センター主査		子ども家庭センター総括支援員		子ども家庭センター主査			
		渡辺 久恵	欠席	佐藤 睦美	欠席	能登 麻奈美	欠席	高橋 典子	欠席		
	子ども家庭センター主査		子ども家庭センター主査								
	佐藤 佐智子	欠席	林 美紀子	欠席							
	教育委員会	教育部長		指導主幹		指導主幹		教育部次長			
		干場 みゆき	出席	稲村 和典	欠席	野口 泰秀	欠席	角川 具哉	出席		
		教育部次長		生涯学習センター長		指導参事		生涯学習課長			
		田畑 直樹	出席	福原 義人	出席	瀬川 航平	出席	立澤 雅彦	出席		
		西公民館長		東公民館長		図書館長		学務課主幹			
		竹中 利哉	出席	門間 勝司	出席	堺 啓	出席	高津 寛人	欠席		
		学務課主幹		学務課主幹		学校教育課主査		学校教育課主査			
		武田 文吉	出席	伊井 崇史	欠席	戸野 晶雄	欠席	真籠 美香	欠席		
		生涯学習課主幹		生涯学習課主査		給食センター主査		中央公民館副館長			
		恒川 敦史	出席	松本 芳樹	欠席	大森 晴海	欠席	今野 学	欠席		
	西公民館副館長		東公民館副館長		図書館主査		郷土資料館副館長				
	竹本 誠	欠席	福原 仁史	欠席	吉田 美奈子	欠席	石渡 一人	欠席			
	郷土資料館主幹										
	戸田 博史	欠席									
	別海病院	事務長		事務課長		事務課主幹		事務課主幹			
		三戸 俊人	欠席	椋木 直人	欠席	大森 圭介	欠席	奈良 司	欠席		
委員外の出席	議長	西原 浩				合計	1名				
事務局職員	事務局長	入倉 伸顕	主幹	木幡 友哉		合計	2名				
傍聴者数	議員	0名	報道関係者	0名		合計	0名				

会議に付した事件及び会議結果など	
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 10 番 外山	13 : 11 開会、出席委員 7 名、欠席委員なし、委員外 1 名。会期 1 日。 保健生活部所管事務調査 議事 1 所管事務調査について
保健生活部長 小川	(1)地域住民の広域生活交通路線の確保について ・本日の委員会では別海町地域公共交通会議の結果とごみ処理手数料改定に関する広報 2 月号記事について説明する。
生活環境課長 上田	・尾岱沼地区における自家用有償旅客運送に係る地域公共交通会議を 2 月 2 日に開催し、申請者の尾岱沼 Seeds から 1 名、交通会議委員 8 名、アドバイザー 1 名が出席。議題は尾岱沼地区のライドシェアについてで、事業者は一般社団法人尾岱沼 Seeds、運行区域は尾岱沼・春別・床丹・平成地区、営業時間は午前 8 時から午後 5 時まで土日運休の予約制、料金はタクシー料金の 8 割上限で初乗り 1.1km 400 円、車両は普通車 3 台・軽車両 2 台の計 5 台、運転者は 9 名登録である。会議の結果、出席委員全員から合意を得て、4 月から開始予定である。
委員 2 番 吉田	・3 ページの地図の床丹地域の端が切れている理由は。
生活環境課長 上田	・タクシー会社などの事業者と協議した結果、この形となっている。
委員 4 番 伊勢	・バス・ハイヤー共通利用券は尾岱沼 Seeds でも使えるか。
生活環境課長 上田	・バス・ハイヤー共通利用券は使える方向で協議しているが、詳細は確認させてほしい。
生活環境課長 上田	議事 1 所管事務調査について (2)ごみ処理の状況について ・ごみ処理手数料の改定について、広報 2 月号で価格改定予定と買いため防止の猶予期間設定を周知した。3 月号で最終的な改定価格と現在のごみ袋使用可能期間を周知予定である。 前回の中村委員からの質問についてお答えする。新聞紙は専用袋であれば引取り可能。雑紙・雑誌はビニール袋に入ったものは引取りしてもらえないことから、十字縛りで出していただく。調理くずのデータは町ホームページに掲載した。
委員 8 番 田村	・以前説明された販売店・町民向け説明会の実施予定について伺う。
生活環境課長 上田	・事前周知期間を設けたため町民向け説明会は行わない方向で、販売店への個別説明は実施予定である。
委員 8 番 田村	・12 月から 3 月に議決が延期されたことで、住民説明会の予定はないのか。
保健生活部長 小川	・広報による情報共有を先行させ、次のスケジュールに支障を来さないよう進める。住民からの質問があればホームページや広報で丁寧に説明する。
教育部長 干場	13 : 33 保健生活部所管事務調査終了、休憩 13 : 44 再開 教育委員会報告事項 議事 2 その他報告事項 (2)別海町の奨学資金制度について ・青少年問題協議会の在り方と事務進捗状況について報告し、義務教育学校の進捗状況と別海町奨学資金制度について担当から報告する。時間調整で奨学資金制度から始める。 総合政策部所管の社会勉強バックアップ U ターン加速事業について、実施内容が決まった。現時点で包括的事務体制確立には至っていないため、教育委員会として現貸付条例改正を予定している。
教育部次長 田畑	・地域創生課の社会勉強バックアップ U ターン加速事業は、金融機関奨学ローンを借り入れる保護者対

	<p>象で月額 10 万円以内・総額 500 万円以内、大学等修学期間支給、償還期間最大 10 年間、利子返済額全額支援、町内 U ターン就職時は元金返済額全額支援である。教育委員会所管の別海町奨学資金貸付けとの公平性確保のため条例改正を 3 月定例会に向け整備中である。</p>
委員 8 番 田村	<ul style="list-style-type: none"> ・3 本立ての奨学資金制度について、全て条例で決めるのか、支給額の「以内」の規定について規則で決めるのか。
教育部長 干場	<ul style="list-style-type: none"> ・人事財産課と学校教育課の条例は既に制定済み、地域創生課の加速事業は業務委託で条例制定予定はない。以内の記載については規則で 2 万円・3 万円と決めている。
	<p>教育委員会所管事務調査 議事 1 所管事務調査について</p> <p>(3)青少年問題協議会の在り方について</p>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会は現在いじめの重大事態 2 件について再調査を行っている。今後は教育委員会に附属機関を置き第三者性を確保した構成員選定など協議を進めている。仮称別海町いじめ問題審議会と、青少年問題協議会にそれぞれ専門性ある構成員配置が望ましいが、任命権者がちがうことから重複することも考えられる。ただし、仮称 A 班・B 班の調査チームを設置し、A 班調査後の再調査は B 班が担当し調査員重複はできないこととして公平性・中立性に努める。
委員 8 番 田村 生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関として調査特別機関を別に作るのか、青少年問題協議会を一部改正するのか。 ・仮称別海町いじめ問題審議会を新設条例で設置し、A 班・B 班のチームを作って初回調査は A 班、再調査は B 班が行うイメージである。
委員 8 番 田村 生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> ・A 班と B 班の委員重複はないのか。 ・人材確保が困難で重複する場合もあるが、初回調査と再調査の調査員は別々になる。
委員 4 番 伊勢 生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> ・新設審議会の人数は。 ・5 名程度を予定し、教授 2 名・弁護士 2 名・教育委員会事務局職員で構成予定である。
委員 8 番 田村 教育部次長 田畑	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会条例の一部改正で調査重複を避ける方向か。 ・ガイドラインに沿って町長附属機関での再調査は継続し、教育委員会附属機関での詳細調査実施のため新設審議会を設置する。
委員 13 番 中村 教育部次長 田畑	<ul style="list-style-type: none"> ・再調査の必要性の判断はどこで行うか、A 班・B 班はどこに所属するか。 ・再調査判断は町長が行い、構成員重複は可能だが調査重複は不可のため A 班・B 班と表現した。専門性・第三者性・中立性・公平性担保のメンバー確保が課題である。
委員 13 番 中村 教育部長 干場	<ul style="list-style-type: none"> ・A 班 5 名・B 班 5 名で計 10 名か、青少年問題協議会にこだわる理由は。 ・現在のイメージは 1 策であり、委員提案の町長附属調査会設置も視野に入れて検討する。釧路・根室管内連携での調査員派遣や重複任用も模索中である。
委員 4 番 伊勢 教育部長 干場	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村での教授・弁護士確保や報酬は。 ・委員重複時は各会議で報酬・費用弁償が発生するが、当初予算では未計上である。
委員 8 番 田村 教育部次長 田畑	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会から重大事態への再調査を外して、別に第三者機関の調査委員会設置を考えていないのか。 ・北海道のいじめ防止基本方針に基づいて本町の体制を整えた。いじめが重大事態となったときには、保護者と学校の信頼関係崩壊で学校関与調査に納得いただけなくなっている。学校を切り離れた教育委員会附属機関での調査実施を考えている。
	<p>議事 2 その他報告事項</p> <p>(1)義務教育学校の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校進捗について、予算編成で施設規模・財源の在り方を含め新築だけでなく既存校舎改

<p>教育部長 干場</p>	<p>修活用も含めて整備方法を再整理し基本設計を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築か既存校舎利用か決定ではなく、財源不足協議で現実的数字を踏まえた設計規模決定を行う。 <p>14 : 35 教育委員会所管事務調査終了、休憩。</p> <p>14 : 43 再開</p> <p>福祉部報告事項</p> <p>議事 2 その他報告事項</p> <p>(3)別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p>
<p>福祉部長 宮本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援施設視察は延期し、3月定例会提案条例制定と別海町地域福祉計画中間見直し概要について説明する。
<p>福祉部次長 石戸谷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町特定乳児等通園支援事業の運営基準条例制定について、こども誰でも通園制度が令和8年度から給付制度化されるため関係内閣府令に基づき基準を定める。令和6年7月から試行的事業開始、令和7年度制度化、令和8年度から全国市町村実施義務化である。条例は国基準同様に定める。 <p>議事 2 その他報告事項</p> <p>(4)別海町地域福祉計画中間見直しの概要について</p>
<p>福祉課主幹 澤田</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町地域福祉計画中間見直しについて、令和4年度から令和10年度の7年間計画で令和7年度に見直し実施。住民公募3名・関係機関推薦12名計15名の委員会設置と庁内検討委員会を設置。町民意識調査は18歳以上対象で中央・西・東地区各300人無作為抽出で実施した。主な修正点として再犯防止推進計画の一体的作成、統計データ更新、各種事業追加、成年後見制度利用促進基本計画を追加。パブリックコメントを2月3日から3月4日まで実施中で、3月中旬に庁内検討後第4回策定会議で決定予定である。
<p>委員 13 番 中村 福祉課主幹 澤田</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止について町内の現状把握はされているか。 ・数値的把握はしておらず、保護司会からの要請で地域福祉計画見直しに含めることとなった。所管課は生活環境課で内容作成を依頼した。
<p>委員 13 番 中村 福祉課主幹 澤田</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会からの要請はどちらの部に対してか、概略について伺う。 ・部署分割前に福祉部として町長への要請があり、現在は保健生活部担当になっている。
<p>委員長 10 番 外山</p>	<p>15 : 03 福祉部所管事務調査終了、閉会。</p>